

## 家電リサイクル品対象品目回収の際のお知らせ

分別収集にご協力いただきまことにありがとうございます。

現在、家庭用の“エアコンディショナー、ブラウン管式テレビ、プラズマテレビ、液晶テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（平成 21 年 4 月より、プラズマテレビ、液晶テレビ、衣類乾燥機が家電リサイクル法対象製品に追加されています）”を「家電リサイクル法対象製品」として排出者の方にリサイクル料金をお支払いいただき、指定引取場所までの運搬費用を村が負担して回収を行なっています。

(手順)

1. 排出者の方は、対象品目の「銘板」を確認し、製造業者名と区分の確認を行ないます。  
(同じロゴを使った異なる製造業者がありますので、銘板を必ずご確認ください。)

**(テレビは画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は全定格内容積も確認します)。**

2. 排出者の方は、郵便局にてリサイクル料金をお支払いいただきます。

**(銘板の製造業者とは別の会社がリサイクルを行なっている場合があります。家電リサイクル券への記入の際は、必ず「リサイクル料金表」により各コードの確認をしてください。)**

なお、リサイクル券は家電には貼らず、回収に伺った者へ渡してください。

3. 排出者の方は、村役場へ回収の依頼を行ってください。

4. 小売業者が村内に存在しないため、村が対象品目の行政回収を行い、指定引取場所へ引き渡します。

※エアコンの取り外しの際には、冷媒フロンのポンプダウンを確実に行ってください。

※なお、業務用の“エアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫”は家電リサイクル法の対象とならず、フロン回収破壊法にて排出者の方にフロンの回収・破壊義務を課しています。適切な回収業者（並びに廃棄物処理業者）への引渡しが必要となりますので、排出者の方は必ず引渡しをお願い致します。



【裏面に続く】

令和3年1月1日より令和2年12月31日までの間、一般財団法人家電製品協会と利島村との間で締結された覚書に伴い、海上運搬費用の一部に相当する額が助成されることとなりました。これにより、排出者の方の負担の一部が軽減されます。

商品名	金額
エアコン	520 円
テレビ	470 円
冷蔵庫	1,740 円
洗濯機	990 円

お問い合わせ先 村役場 産業・環境課 電話 9-0011